認定 NPO 法人新発田市総合型地域スポーツクラブ 共催及び後援承認 内規

令和3年1月

1 共催・後援の定義

その事業の趣旨に替同することを前提に、

- (共催) 企画又は運営に参加し、共同の主催者として責任の一部を担うことをいう。
- (後援) 開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

2 承認の基準

事業の目的及び内容がクラブの事業方針に沿い、市民及び地域住民に対してスポーツの振興 と健康づくりに寄与するもので、以下の基準に該当する場合とする。

(1) 事業の主催者

ア クラブの加盟団体

- イ スポーツ少年団等スポーツの公的団体
- ウ その他クラブが適当であると認める団体
- (2) 事業目的及び内容
 - ア 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教・政治のための活動でないこと
 - イ 公共性があり、営利を目的としないものであること
 - ウ その他クラブの方針に反しないものであること
- 3 申請から承認までの流れ
- (1)申請 主催者は別紙様式第1号による申請書を提出する。
- (2) 承 認 クラブは別紙様式第2号による承認通知書を交付する。
- (3) 事業内容の変更 承認を受けた後に事業内容に変更があった場合には、主催者はその旨を記した別紙様式第1号を速やかに再提出すること。
- (4) その他 承認基準の要件を具備しなくなった場合、その他事業運営に不適当な行為があると認められる場合は、承認を取り消すこととする。

4 事業実施後の対応

- (1) 事業報告書の提出 事業の終了後、主催者は原則として別紙様式第3号による事業実施報告書を提出すること。
- (2) 中止の報告 事業が中止となった場合は、主催者は原則として別紙様式第3号を用いて 速やかにその旨を報告すること。